

会員 各位

千葉県産科婦人科医学会
会長 水谷 敏郎
医療対策担当 金田 幸枝

平成 31 年度（2019 年度）妊婦健康診査委託単価の変更について

常々医学会事業にご協力いただきありがとうございます。

この度、平成 31 年度（2019 年度）妊婦健康診査委託単価について市長会・町村会と協議の結果、委託単価を増額していただけることになりました。

2019 年 4 月から妊婦健康診査の毎回の委託単価が変更になる予定です。14 回分の総額としては平成 30 年度（2018 年度）までの 98,000 円から 101,000 円に増額されることになり、それに伴い各回の委託単価が変更になります。

初回の妊婦健診の補助額が現行 16,500 円から 17,500 円に、諸検査時（C-2 券）が現行 7,000 円から 8,000 円に増額となります。なお、基本的な妊婦健診に対する補助額（C-1 券：4,500 円）及び超音波検査施行時（B 券：9,000 円）は現行通りで増額はありません。

3 月までに発行済みの母子手帳に含まれる受診票は旧券としてそのまま利用していただくこととなりますが、その際、各回の単価の改定に伴い対応する新券とみなして委託単価が精算されます。したがって4 月以降は自己負担額が変わりますので、差額徴収の際にご注意ください（裏面参照）。

（例 1） 4 月以降に旧券の第 1 回（A 券）を使用した場合 …

補助額は 16,500 円ではなく 17,500 円

（例 2） 4 月以降に旧券の第 6・14 回（C-2 券）を使用して諸検査を施行した場合 …

補助額は 7,000 円ではなく 8,000 円

予防財団では、4 月以降に使用された旧券は対応する新券とみなし、平成 30 年度（2018 年度）の請求金額が記されていたとしても、新券に相当する委託料が支払われることとなります。

ご不明の点は各市町村にお問い合わせください。

妊婦健診や分娩を取り扱っている医療機関においては、妊婦健診公費負担の委託単価変更に伴い会計業務が煩雑になりお手数をおかけすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2019 年 3 月

平成31年度(2019年度)妊婦健診委託料

妊婦健診の委託料

	券種	票種	現行公費負担(旧券)		平成31年度(2019年度) 公費負担(新券)	
			基本額	選択金額	基本額	選択金額
第1回	3	A	13,100	3,400	14,100	3,400
第2回	D	B	4,000	5,000	4,000	5,000
第3回	6	C-1	4,500		4,500	
第4回	E	B	4,000	5,000	4,000	5,000
第5回	7	C-1	4,500		4,500	
第6回	F	C-2	7,000		8,000	
第7回	G	C-1	4,500		4,500	
第8回	8	C-1	4,500		4,500	
第9回	H	B	4,000	5,000	4,000	5,000
第10回	K	C-1	4,500		4,500	
第11回	9	C-1	4,500		4,500	
第12回	L	B	4,000	5,000	4,000	5,000
第13回	M	C-1	4,500		4,500	
第14回	N	C-2	7,000		8,000	
委託料			74,600	23,400	77,600	23,400
合計			98,000		101,000	